

二戸地区広域行政事務組合火災予防条例の一部が改正されました

改正理由

近年、生活様式や消費者ニーズの多様化に伴い、新たな火気調理器具等が販売・流通してきたことから、関係省令が改められことに伴って二戸地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正しました。

改正内容

- 1 ガスグリドル付こんろ（グリルの魚焼き部分が鉄板となっているもの）を新たに追加しました。離隔距離（可燃物との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう）は変わりません。
- 2 家庭用ガス調理機器のドロップイン式という表現を、組込型に改めました。
- 3 入力5.8キロワット以下（1口当たりの入力3.3キロワット以下）の電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）を追加しました。離隔距離は変わりません。
- 4 電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器を、電気調理用機器に統合しました。

グリドル付こんろ（直火で加熱したプレートからの伝導熱で調理する機器）



- 2 入力が5.8kw以下である電磁誘導加熱式調理器

